意見書

平成24年1月23日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号〒100-6150

(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう

住所 東京都千代田区永田町 2-11-1

(ふりがな) かぶしきかいしゃ えぬ・てぃ・てぃ・どこも

氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ やまだ りゅうじ

代表取締役社長 山田 隆持

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。



Lake		/
答	H	(案)
否		1 -1

第3章

携帯電話の電話番号の 指定方法の変更等につ いて

- (1) 携帯電話の電話番号の指定方法の変更について
 - ・携帯電話の番号指定方法のうち、月間解約率を現在の3% (固定値)から各社実績値の1%程度に見直した場合、番 号指定のペースが緩やかになり、急激な番号需要が生じな い限りは、携帯電話の番号不足が予想される平成26年初 頭から1年程度の延長効果が見込まれるため、平成24年 より、速やかに上記の指定方法の変更を行うことが適当である。

なお、予想を上回る急激な番号需要増の発生によって短期間に複数回の番号申請や工事費用の増加が見込まれる場合においても効率的に対応できる算定方法の検討が必要である。

具体的内容

- ・番号指定方法の算定に用いられる月間解約率は実績値との乖離 が大きく、それをベースに算定されている必要番号数は適切で ないため、当該見直しについては賛成する。
- ・現在、自販機、車両等への組み込みタイプは、事前に端末に番号を付与する形態をとらざるを得ず、いわゆる在庫期間(番号は付与されているが、実際に使用されていない期間)は実質上1ヶ月を超えてしまうこともあったが、少量であるため現状の番号指定数で吸収が可能であった。

しかしながら、今後ゲーム機等M2Mの多様な発展による需要 増が予測され、これまでの算定方法による番号指定数では対応 が困難になるため、それらを考慮した算定方法の策定が必要で あり、検討を希望する。

・現在の算定式では、3ヶ月間の純増数をベースに算出した約1 年先の想定必要数に基づき付与されている。

しかしながら、これらで対応ができないという急激な需要増については、その定義を明確にするとともに、その適用に当たっては、オープン化する等、事業者間で差異が無いように、明確な基準の下に、運用されるべきと考える。

第3章

携帯電話の電話番号の 指定方法の変更等につ いて

(2) 090-0番号の携帯電話への開放について

・090-0番号の開放により確保される番号容量は100 0万番号であり、指定方法の変更の場合と同様、携帯電話 の番号不足が予想される平成26年初頭から1年程度の延 長効果が見込まれる。

しかしながら、着信課金サービスで用いられる0800 番号と誤認される可能性も考慮し、携帯電話の電話番号数 の拡大策としては、090-0番号の開放よりも指定方法 の変更を優先するべきである。

従って、新たな0A0番号の導入に必要なネットワーク 改修等の対応が間に合わず、携帯電話の電話番号が不足す る場合において090-0番号の開放を行うことが適当で ある。

- ・携帯電話番号数の拡大策として、システム変更の必要がなく、 ただちに実行することが可能な指定方法の変更を優先させる ことには賛成する。
- ・答申案では、まず070-Cの開放を準備することとし、当該ネットワーク改修が間に合わない場合に090-0を開放することとしている。しかしながら、090-0を使う場合にも一定期間のネットワーク改修等準備が必要であり、最近の新端末やM2Mの需要増にみられるように、想定外の需要が早期に発生しうることも想定され、11桁化の際の番号逼迫の経験を踏まえ、そうしたリスク回避も考慮し、対応を行う期間に余裕をもって090-0利用を前提とした計画とするのが妥当であると考える。
- ・090-0を使用することで、1000万番号という貴重な番号資源を無駄にすることなく、最も事業者ネットワークへの影響が少なく番号を拡大できる方法であることから、070-Cに先んじて090-0を開放することが妥当である。
- ・なお、090-0の使用については、0800(着信課金番号)が携帯電話番号と混同されることが一層懸念されるという意見があることは認識しているが、当該誤認は本来0800と他の080-Cの混同の問題であり、0800を着信課金番号として採用する際から指摘されたことである。その問題に対しては十分な周知を行うことで対処できるとされてきたことであり、今後一層の周知活動が必要と思われる。
- ・090-0に関しては、一般には090は携帯電話であると認識されており、むしろ携帯電話で使用されていないと認識している利用者の方が少ないと考えられるため、090-0が利用されたとしても、誤認の可能性が高まるとは言えないと考える。

第4章

携帯電話の電話番号数 の拡大策としての07 0番号の開放について

- (1) 新たな携帯電話の電話番号としての O A O の開放について
- ・現在行われている国際標準化の検討や今後の新識別子の普及の動向を踏まえて検討を行う必要がある。
- ・将来のM2Mサービスの急激な需要に対処するため090 -0番号を桁増しして利用することも考えられる。
- ・060番号を携帯電話として利用することは、同じ番号でもSMSが利用できないなど、利用可能なサービスに違いが生じることから適当でないと考えられる。
- ・030及び040番号を携帯電話のために11桁のまま利用し、将来、M2Mサービス等の需要が増加した場合に十分な番号容量を確保できず、改めて桁増しを行い番号容量を確保することは、効率的な利用ではない。

- ・070が選択された主な理由は、070、080、090と連続性があること及び0A0番号の有効利用と理解している。この観点から移動系電話番号の将来番号計画について、次の2点を提案する。
- ①携帯電話番号の終局需要についての予測は困難であり、070の開放で終局需要を満たすとは言い切れないと考える。万一070番号帯で不足が生じた場合、現在空きの030、040を使用するよりは、090、080、070と連続性がある060が望ましい。将来において060も携帯電話に利用しやすいようにするために、現在は実際に利用されておらず、システム・ユーザーに影響がない事から、060(FMC・UPT)を030・040等へ移行することは可能であり、検討する事が必要であると考える。
- ②030、040を確保しておく理由としてM2M等の新サービスがあげられているが、M2Mサービスにおいて、人がダイヤルすることがなく、桁数が問題とされるこがないことから、新0A0をM2Mのみに、付与することは無駄が多いと考える。M2Mの定義にもよるが、現在番号問題として議論されているM2Mは、携帯電話サービスの一種であることから、携帯番号の中から使用することが望ましく、M2Mの需要が相当程度大きい(数億以上)と予測された場合においては、070-0等の番号を14桁(070-0××××××××××)使用することが効率的な利用となると考える。

第4章 携帯電話の電話番号数 の拡大策としての07 0番号の開放について

- (1) 新たな携帯電話の電話番号として OAO番号の開放に ついて
- (2) 070番号の開放に伴う事業者対応について
- (3) 070番号の開放に伴う利用者保護について
- (4) 070番号の開放の開始時期について
 - ・遅くとも平成26年初頭までには070番号の共用が開始 できるよう関係事業者間による準備や調整等を進めること が適当。
 - ・選択中継サービスから070番号の携帯電話への発信を可能とするための事業者ネットワークの改修を行うことが適当である。
 - ・法人等で利用されているPBXについては、070番号の 携帯電話への発信に対応するための改修等を行う必要があ る。

・070-C番号を携帯電話で利用するにあたっては、事業者ネットワークの改修や、ユーザ設備(PBX、一般電話)の設定変更、ユーザ周知等の観点からも、携帯・PHS間のMNPの導入と同時に実施されることが望ましいが、MNP導入については答申案により示された課題の検討が必要であり、070-C番号を先行して使うことは妥当である。

第5章

携帯電話とPHS間の 番号ポータビリティの 導入について

- (1)携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について
- ・携帯・PHSともに、音声サービス、データ通信サービス を主要なサービスとしており、利用者から見て、基本的な サービスに特段の違いは認められない。
- ・答申案において「携帯電話及びPHSは、音声サービス、データ通信サービスといった基本的サービスでは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比しても、特段の違いはない」とされ、電気通信事業政策部会にて、総務省側からも携帯電話とPHSを同一市場として扱うことが適当とする旨の発言があった事を踏まえ、携帯電話及びPHSは、市場画定において当然同一市場とするべきものと考える。
- ・今後、競争評価等の場で議論されることと考えるが、様々な規制やガイドラインにおいても統一的な整理がなされることを 要望する。

第5章 携帯電話とPHS間の 番号ポータビリティの 導入について

- (3)携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護について
 - ・PHS事業者において、携帯電話ではなくPHSへの発信 であることを利用者が識別できる仕組みを導入し、利用者 保護を図ることが適当。
 - ・携帯電話とPHSとの料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めることが適当である。また、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが必要と考えられる。
- ・「PHSへの発信であることを利用者が識別できる仕組み」に ついては、現在各事業者が独自に導入した信号音や音声が料金 の識別性を行う手段として用いられている。

将来的に音声系のMVNO等の参入により信号音の種類が増えてきた場合は、判別が困難になると想定されることから、信号音・音声の利用方法について整理が図られるべきものと考える。

・料金設定権については中継事業者も含めた健全な競争環境が整 えられており、料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特 段の事情はないと考えており、各事業者がお客様に使い勝手の 良い料金を目指していくものと考える。

携帯電話とPHS間の 番号ポータビリティの 導入について

- (4)携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入による公 正競争の確保について
- ・特定の事業者が有利な立場により番号ポータビリティが行われることがないよう、競争中立的な制度とすることが重要。
- ・特定の事業者との間で有利または不利な条件を結ぶことが ないよう、公平に番号ポータビリティが行われるよう努め なければならない。
- ・携帯電話の番号ポータビリティと同様、特定の事業者間だ けでなく全社によって実施されることが適当。

・MNPの導入にあたっては、公正な競争環境が整備されること が重要とする結論については賛同する。

第5章

携帯電話とPHS間の 番号ポータビリティの 導入について

- (2) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応について
- (5)携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期に ついて
- ・平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。
- ・過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに 対応することが求められる。
- ・設備投資が関係事業者の過度の負担とならない限り、利用 者利便の向上の観点から、将来的なSMS相互接続の実現 に向けた検討を進めることが適当。

- ・MNPの導入に関しては、諸課題が指摘されているが、どの課題が解決されれば、携帯電話とPHSのナンバーポータビリティを導入することになるのかが、不明確であると思われ、その明確化が必要であると考える。
- ・たとえば、一例として、導入の課題として取り上げられている 選択中継サービスのPHS着通話への適用に関して言えば、第 5章(2)ア-3)①では「関係事業者の過度な経済的負担と ならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められ る。」と記述されており、一方「おわりに」では、「PHSとの 番号ポータビリティの導入にあたっては、固定電話と携帯電話 及びPHS間の発着信に係る他の選択中継サービス等に影響 がある事から、第5章において、PHS側の交換機等において 識別音等を導入し、携帯電話とPHSの識別性を確保する措置 により携帯電話との識別性を図ることとし、又、導入によって 利用者が混乱を生じないことを最終的な番号ポータビリティ 導入の条件としており」と記述があり、二つの表現に差異があ るように見受けられ、どのような条件であるのかが不明確であ ると考える。

弊社の理解としては下記項目をすべて満たすことが導入条件と考えているが、それでよろしいか確認させて頂きたい。

- ① 5章(2)ア項の選択中継サービス、イ項の着信課金等、 ウ項のポータビリティSMSについて、既存加入者がポー タビリティを利用しても、現状のサービスレベルが担保さ れること。
- ② PHSとSMS相互接続ができること
- ③ 発信者がPHSへの着信であることが識別できること
- ④ 上記に関して、関連事業者全社が対応を行うこと。

		以上
	,	